

お元気ですか社協です

奥尻町
社会福祉
協議会

有償ボランティアを募集しています

社協では昨年4月から高齢者を対象に国保病院内の付添サービス事業を実施していますが、社協ヘルパーだけでは対応できないため、このサービス事業にご協力してもらえる有償ボランティアを次の内容で募集しております。

◎院内介助ボランティア

仕事の内容	奥尻町国保病院を受診される高齢者の院内付添介助
勤務体制	月曜日～金曜日 8:30～17:15（1日3時間程度） ローテーション勤務によるシフト制ですが、受診者の状況により異なることがあります。
勤務条件	奥尻町社会福祉協議会のボランティアとして登録いただき、ボランティア保険を社協が負担して加入します。
謝 金	時給800円
申 込 み	電話等で連絡のうえ、社会福祉協議会に申込下さい。
そ の 他	年齢・資格・募集人数に制限はありません。

又、これまで、地域福祉の充実を図るため、訪問安否確認サービスと福祉除雪サービス事業を実施しておりますが、これらの事業の有償ボランティアも次の内容で募集しておりますのでお気軽にご応募ください。

◎訪問安否、福祉除雪ボランティア

サービス名	サービス概要	謝 金	勤務内容
訪問安否確認サービス	1人暮らし高齢者等の安否確認のため、定期的に訪問	1回につき 140円	月2回訪問
福祉除雪サービス	高齢者等の除雪サービス	1ヶ月につき 10,000円	1月～3月の期間

※各ボランティアの応募は、随時受付しております。
詳細については、下記にお問い合わせください。

社協では相談窓口を開設しています

～お気軽にご相談を～

社協では、「心配ごと」「困りごと」「苦情」などについての相談窓口を開設しています。

各関係機関と連絡をとりながら、適切な助言や紹介、情報の提供などを相談員が対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。

と き 毎週水曜日 午後1時～午後4時
と ころ 社会福祉協議会 相談室
☎ 2-3591 FAX 2-3927

奥尻町社会福祉協議会 ☎ (01397) 2-3591 FAX (01397) 2-3927



日本赤十字社の活動資金のご協力をお願いいたします

日本赤十字社の活動は、紛争や災害時における医療活動、物資活動など人道的活動や義援金の受付配分、救急法講習やボランティア活動、血液事業など様々な活動を行っています。

このような活動は、皆さんからの善意により支えられております。

本町の社資募集活動は、奥尻町赤十字奉仕団により行われており**昨年度は総額733,700円**となり、全額北海道支部に送金しました。

日本赤十字社の活動にご理解の上、ご協力をお願いいたします。

日本赤十字社北海道支部 檜山地区奥尻町分区長 新村 卓 実

平成28年度 奥尻町赤十字奉仕団による募金収集活動実績

区 分	件 数	金 額
個人社資	寄 付 金	1件 200円
	500円	558件 279,000円
	1,000円	440件 440,000円
	2,000円	0件 0円
	小 計	999件 719,200円
法人社資	13件	14,500円
総 計	1,012件	733,700円

赤十字奉仕団に入団しませんか？

奥尻町赤十字奉仕団では、新規団員を募集しています。一緒に赤十字活動を行ってみませんか？

募集は随時行っておりますので、奥尻町分区（役場住民課福祉介護係）までお申し込みください。

奥尻町赤十字奉仕団
委員長 神 崎 由美子



道民児童連 **広げよう 地域に根ざした 思いやり**

平成29年に民生委員制度が創設されてから100周年を迎えました。
 民間福祉の担い手として最も歴史のある「民生委員」制度は、
 幾多の変遷を経て戦前戦後の混乱期から現在に至るまで、
 人間愛、社会愛の灯を絶やすことなく地域の人々から、
 生活のことや家族のこと、さまざまな悩みごとの相談に乗ってくれる人
 「民生委員さん」として親しまれてきました。
 家族関係のことや子育てのこと、
 暮らしのことなどの問題を
 抱えながらも、福祉の窓口へ
 一歩踏み出せない人もいます。
 そのような人の事情をよく聞き、
 親身になって問題解決に取り組み、
 プライバシーを尊重する
 もっとも身近で頼りになる
 相談相手として、
 地域の民生委員児童委員は
 活動を続けています。



民生委員制度は、
 平成29年に
 創設100周年を
 迎えました



お元気ですか、
 わたしたち **民生委員児童委員** は、
 あなたの一番 **身近な相談員** です。

育児・教育・住居・暮らし・家族関係
 お年寄りの福祉・介護保険・健康・その他 等々
 暮らしに関すること、困ったこと、悩みごとなどお気軽にご相談ください。



民生委員
 児童委員
 青い門標と
 マークが
 めじるし!

民生委員児童委員制度は平成29年に100周年を迎える歴史と実績を有する制度です

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、以来100年にわたり、住民の一員として、住民視点にたって安心して住み続けることができる地域づくりに取り組んできました。
 この間、住民への相談支援とともに、昭和40年代以降、わが国初の「在宅ねたきり高齢者実態調査」をはじめ、「父子家庭の実態調査」「在宅認知症高齢者の介護者実態調査」などを実施。時代に先駆け、種々の福祉課題を明らかにするとともに、そうした社会的な課題改善のための全国運動に取り組み、その後の福祉施策の充実に貢献してきました。



◎住民の立場にたって、まちの福祉を担うボランティアです

民生委員・児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。

◎さまざまな相談に応じます

地域に暮らす身近な相談相手として医療や介護、子育ての不安など、住民のさまざまな相談に応じています。そしてその課題が解決できるよう行政機関をはじめ、必要な支援への「つなぎ役」になります。

◎安心してご相談ください

民生委員・児童委員には民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることはありません。